

## 生産緑地地区指定誓約書

年 月 日

松山市長

次の農地等が生産緑地地区の指定を受けた場合は、良好な農地として適切に管理します。  
また、次の事項についても、積極的に市に協力します。

- 1 都市計画法第11条第1項各号に規定する都市施設（道路、公園等）の都市計画の策定及び事業施行の場合
- 2 非常災害時において市が使用する場合

| 農地等の所在及び地番 | 権利の種類 | 農地等利害関係人住所 | 農地等利害関係人氏名 |
|------------|-------|------------|------------|
|            |       |            | 印          |
|            |       |            | 印          |
|            |       |            | 印          |
|            |       |            | 印          |
|            |       |            | 印          |
|            |       |            | 印          |
|            |       |            | 印          |

### 備考

- 1 権利者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 権利の種類は、所有権、地上権、借地権、登記されている永小作権、抵当権等を記入すること。共有の場合、権利者毎に持分を記載すること。
- 3 農地等利害関係人の印は、実印を押印すること。
- 4 農地等利害関係人全員の印鑑登録証明書（発行から3箇月以内のもの）を添付すること。
- 5 相続が発生し、登記がなされていない場合は、法定相続人等全員の意思が確認できる書類を添付すること。